# 現代社会を『関係性』という観点から考える

# ① 更生保護制度とは何か

更生保護官署職員(認定社会福祉士・認定精神保健福祉士)

## 三浦 恵子

# 1 少し長い自己紹介とこれからの連載の方向性について

今号から新たに本マガジンに連載をさせていただくことになりました三浦恵子(旧姓正木)と申します。大学卒業後法務省保護局に奉職,一時期女子少年院等に出向した期間を除き一貫して法務省所管の更生保護官署(保護局,地方更生保護委員会,保護観察所)に勤務し、現在13度目の異動で関東地方の保護観察所で勤務しています。

大学時代に京都府宇治児童相談所で実習をさせていただき、その時の経験が現在の職業を選択するきっかけとなりました。このことは本連載でもいつか触れることができればと考えています。また、実習先で家族療法を学ぶ機会を得たことも対人援助職として貴重な経験となり、奉職後も本マガジン編集長団士郎先生のもとで家族療法を学ぶ機会を重ねて参りました。平成21年度までは実母の介護の関係で近畿管内の更生保護官署で勤務し、京都駅前のキャンパスプラザで開催される対人援助学会研究会にも出席し、更生保護に関してお話をさせていただく機会もありました。

その後近畿管内を離れ、異動を重ねて現在に 至ります。東京での家族療法のワークショップ で団先生と再会、私の嫁ぎ先が仙台であったこ ともあり、平成28年度には「木陰の物語」の 取材協力で宮城・福島を回らせていただく機会 にも恵まれました。

ライフワークは更生保護におけるケアマネジメントの在り方の探求,司法と福祉との連携,薬物依存症からの回復支援,社会的養護,そして奉職後阪神淡路大震災と東日本大震災という2つの大規模災害の復興支援に関わった経験に基づく東日本大震災被災地への息の長い復興支援です。

肩書きの記載については通常は現在の勤務庁を書くべきところですが、先述したように異動が多く、長期の連載を行う際には読者の方の混乱を招くことも懸念されるところから、「更生保護官署職員」と記載させていただきます。併記している国家資格は、隣接他職種の方と連携する機会を重ねるたびに、制度改変の激しい社会福祉や精神保健福祉の諸施策についてより深く学ぶ必要を実感し、かつ職能団体に所属し更生保護に関する発信を行い、司法と福祉との連携を実践していきたいという思いから、奉職後約10年経過した時点で取得したものです。両資格とも職能団体の「認定」を得ています。

プライベートでは、介護家族当事者としての 経験が約20年に及びます。母方伯母、実母を 見送り、現在は仙台で暮らす配偶者の両親の遠 距離介護を行っています。特に実母の介護は介 護保険黎明期から16年間に及び、介護を続け つつ実家のある地域で細々と続けていた地域の 社会福祉協議会での実践,地元の福祉施設の第 三者委員を務めさせていただいた経験が,「ケア する人のケア」「ケアが必要な人を地域で支える ネットワークづくり」という現在の実践を支え るものになっています。つまり業務としてもボ ランティアとしても対人援助の分野で活動しつ つ,プライベートでは対人援助サービスを受け る当事者の家族という立場を経験しています。 そのことで対人援助職として目を開かれたこと も多々あります。介護と仕事の両立は確かに大 変ですが,根が大阪人ゆえ「ウチは業務やボラ ンティアをやっていく上で得がたい経験しとる わ。後できっちり役立てんともったいないで。 転んでもタダでは起きへんっていうやんか。」と 自分に言い聞かせてやっています。

本連載では、更生保護行政をはじめ刑事政策 全般についてはもちろんのこと、先に掲げたラ イフワークに関する事柄についても、タイトル に掲げた「関係性」を軸とし、折々に「当事者 性」などにも言及しつつ連載を進めさせていた だきたいと思います。どうかよろしくお願いし ます。

なお、意見にわたる部分は執筆者の私見であることを申し添えます。

#### 2 「更生保護制度」を御存知ですか

本マガジンの読者の皆さんのなかで、「更生保護制度について知っている。」「実際に保護観察官等と連携を行ったことがある。」という方はどれぐらいおられるでしょうか。私は講演や勉強会などの講師を務めさせていただく際、まずこの質問を会場の参加者の方に投げかけることが少なくありません。

かつては更生保護制度や保護観察官の仕事は「広く知られている」とは決していえない状況でした。更生保護官署自体が法務省内でも職員数という点だけ見ても小さな組織であり、全国の更生保護官署に勤務する保護観察官は管理

職を含め約1,200名,社会復帰調整官は200名と少数であり、出会いの機会(確率?)がそもそも少ないと言われれば確かにそうかもしれません。

しかし, 平成10年代後半以降, 元国会議 員・山本譲司氏が御自身の受刑体験を踏まえて 『獄窓記』『続・獄窓記』『累犯障害者』(平成1 5年, 平成20年, 平成18年) を出版された ことなどにより、刑務所内の高齢・障害者の存 在に社会の耳目が集まるようになりました。平 成21年度からは、親族などの適切な受入先が なく、福祉的な支援を必要とする矯正施設収容 中の高齢または障害者の社会復帰を支援する 「高齢または障害により特に自立が困難な矯正 施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活 環境の調整等 | (特別調整) が法務省と厚労省の 連携のもとで導入され、保護観察所、都道府県 に1か所(北海道は2か所)ずつ設置された地 域生活定着支援センター、矯正施設、自治体な どが連携し、自立困難な刑務所出所者等を福祉 につなぐ仕組みが構築されていきました。また、 同じく平成21年度からは、大学や養成校の社 会福祉士養成課程における「更生保護制度」の 必修化がなされています。こうした動きもあり、 以前と比較すると「更生保護制度」は他の分野 の対人援助職の方にも知られるようになったの ではないかと考えています。

社会福祉士養成課程において「更生保護制度」が必修化となる時期の前後は、私自身も新しい社会福祉士養成課程の導入に向けたテキスト執筆の一部を担当するとともに、所属する職能団体(全国及び都道府県)での研究・研修を重ねて参りました。特に職能団体(全国・都道府県)が主催した研修には、予想以上に多くの対人援助職の方が参加され、熱心に研修が展開されたことは今でも鮮明に記憶しています。

今では大学や養成校において「更生保護出張 講座」といった形で講義をさせていただく機会 も増えて参りました。しかしその一方で、実際 に大学などで教鞭を執っている先生方から,「更 生保護制度」は学生にとって「法律中心で難し い科目」という苦手意識が決して少なくない教 科である,といった内容のことを仄聞する機会 もあります。

更生保護制度は平成20年6月に更生保護 法の施行により、非常に大きな制度改変があり ました。それ以降も新規施策の導入が相次ぎ、 私が執筆の一部を担当しているテキストも今年 の春に第4版が出版されるなど改訂が続いてい ます。「更生保護制度」を学ぶ学生の方にしてみ れば、制度改変についていくだけで精一杯とい う印象も確かにあるかもしれません。

しかし「更生保護制度」の根本について理解するには、個々の法制度をよく知ることもむろん重要ですが、高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉や公的扶助といった隣接他領域の様々な施策に関する知識も活用しながら、それらの分野の専門家の方々との連携の在り方を探り、「対象者」(保護観察処遇を受ける人等のことを、更生保護官署ではこのように称しています。)と呼ばれる人々1人1人の立ち直りや、彼らが立ち直ることにより非行や犯罪のない社会を実現していくという点において、面接における基本からケースワーク、ケアマネジメントに至るまで、あらゆる対人援助の理念や技術が必要とされるものだという認識がまず必要であると考えています。

更生保護は「社会内処遇」であり、個々の保護観察対象者への処遇だけに留まらず、広く社会の人々に「更生保護制度」や「再犯防止」に関する理解を求めていく必要があります。そのための広報活動として、毎年7月を強調月間とする"社会を明るくする運動"、平成28年12月に成立・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」の制定に伴い平成29年度からスタートした「再犯防止強調月間」を中心とする広報活動が各地で展開されています。

しかし,事件を起こした当事者は無論のこと,

その家族や被害者の「その後の人生」について、 冷静かつ公平な報道がなされる機会は、確かに 少しずつ増えてきたかもしれませんが、まだま だ多いとはいえないと感じています。私が奉職 してから20年余りの間でも、世間の耳目を集 める「事件」は数多く発生し、当事者はもちろ んその家族、そして被害者や御遺族までもが加 熱した報道の渦中に巻き込まれていく例も見て きました。

ただ、加熱を極めた報道も、事件を起こした 当事者の処分が決まった時点を目処に急速に収 束していき、当事者等の「その後の人生」につ いて考えるいとまもなく次の「事件」が発生し、 またその「事件」に関する報道が過熱していく という状況にあるように感じることもしばしば です。しかし、多くの人の人生に多大な影響を 与えたであろう「事件」が、あたかも「ニュー ス」の1つとして、「消費」されていくという状 況が、成熟した市民社会に相応しいものなのか 疑問を禁じ得ないと私は考えています。

ただ「ニュース」として「事件」のことを見 るということは、極端かつ辛辣な表現かもしれ ませんが、「情報化社会において新しい情報を消 費する行為」に留まっているように感じられて なりません。「事件」をあたかも自分や自分の生 きる世界とは別の世界で発生した出来事のよう に、自分自身と切り離して「見る」ことは、あ る意味「自分が生きている同じ世界で起きた出 来事」であるという当事者性に欠けた、単なる 「ニュースの消費」と称するのは言葉が過ぎる でしょうか。消費する側のニーズが高ければ、 当然そうしたニーズに応えるべく報道は一層過 熱化し、時にメディアスクラムも発生します。 少年犯罪実名報道の是非が長年にわたって議論 されてきたその一方で、今ではたとえ少年事件 であってもインターネット上で加害者のみなら ず被害者の情報などがあっという間に拡散して いきます。人権侵害に発展することが懸念され る事案も枚挙に暇がないと私は考えます。

報道される様々な「事件」を「問題」として 捉え、自分や自分の生活と切り離して論じることは、1つ間違えれば「原因探し」「犯人捜し」、 結果的には「不安を与えうる要素を排除する空 気」につながりかねない危うさと背中合わせの 関係にあると感じています。それはまさに「我 が事」ではなく「他人事」という考え方であり、 現代社会における関係性の希薄さが如実に現れ ていると私は考えます。これでは世の中や地域 社会を良くしていくための何らかのソーシャ ル・アクションが生まれてくる余地は決して豊 かであるとはいいがたく、匿名性の高いインタ ーネット上等で無責任な言説が飛び交う一因も そうした点にあるとも考えられます。

「行政は何やっているんだ。」「責任者は一体 どうこれを解決するんだ。」といった批判も,具 体的なソーシャル・アクションにつながらなければ,解決を「自分ではない誰か」に丸投げするだけで終わりになってしまいがちです。しかし「何でも行政にお任せ」「誰かが解決してくれるはず(べき)」という考え方は,地域社会の「課題」(注1)解決能力を減退させるおそれと背中合わせの考え方であることに,私は危機感をぬぐい去れずにはおれません。

平成23年3月11日の東日本大震災では、少なからぬ自治体において行政の中枢部が壊滅的な打撃を受け、首長を喪った自治体すらありました。甚大かつ広域な大規模災害であり、消防などの公助が十分に機能しなかった自治体、自衛隊などの救助が入るまでに相当の時間を要した地域も存在します。そのただ中で地域社会の住民の命や生活を護ったのは、地域社会における互助であり共助であったことを我々は忘れてはならないと思います。

(注1) 私は地域社会で発生する様々な出来事について、それを「問題」として認識するか「課題」として認識するかという時点において、それ以後の展開が大きく違ってくると考えています。この点についても今後の連載で言及させて

いただく機会が得られればと考えています。

## 3 刑事政策における更生保護制度の位置付け と更生保護制度の目的・機能

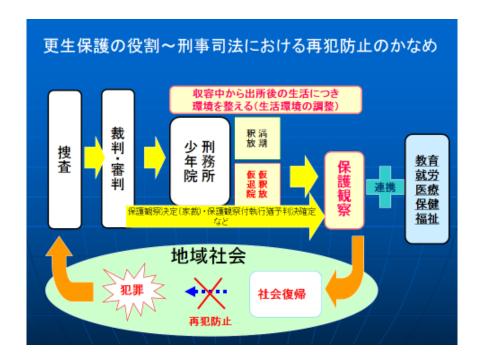
更生保護とは、犯罪をした人や非行のある少年を社会内で処遇することにより、その再犯を防ぎ非行をなくし、彼等が改善更生することを助けることによって、社会を保護し個人及び公共の福祉を増進することを目的とする制度です。警察、検察、裁判、矯正などの刑事政策の最終段階に位置することから長年「刑事政策のアンカー」とも称されてきました。

しかし、少し見方を変えれば、更生保護の主たる活動領域は限りなく地域社会に近いところにあります。つまり、自分の行った非行や犯罪について悔い改めている人々の社会復帰に向けて、「社会への入り口」段階での処遇をも担う制度であるといえます。

保護観察対象者の種別としては大別して次の 5種類があります。

注:( )内は全国の保護観察所における 年間取扱事件数(平成27年保護統計年報より)

- ① 家庭裁判所で保護観察に付された者(約35,000人)
- ② 少年院から仮退院を許された者(約7, 300人)
- ③ 刑務所から仮釈放を許された者(約19, 000人)
- ④ 裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に 付された者(約14,000人)
- ⑤ 婦人補導院から仮退院を許された者(近年は殆ど事例なしごく希に年間1~2人)



この他にも保護観察所では、少年院や刑事施 設等の矯正施設入所中の人の円滑な社会復帰を 目指し、釈放後の引受人や住まいを確保する生 活環境調整、犯罪予防活動、恩赦、被害者等施 策、医療観察業務等を行っています。

更生保護制度の目的・機能は「犯罪や非行を 行った人が、再び非行や犯罪を行わないよう立 ち直りを助ける」ことに尽きます。そして、保 護観察期間中の再犯・再非行の防止はもちろん のこと、彼らの立ち直りを支援することにより、 保護観察が終わった後も犯罪や非行を行うこと なく、社会の中で生きていくことができること を目的としています。そうすることで、彼ら自 身の社会復帰が図られることは無論のこと、次 の被害者の発生をも予防することにつながりま す。

では、犯罪や非行をした人が立ち直るために 必要なものとは何でしょうか。保護観察対象者 自身の更生への決意と立ち直りに向けた努力、 そして保護観察官や保護司による指導監督・補 導援護のほか、更生保護女性会や BBS 会、協 力雇用主といった民間篤志家の方々(注2)の 支援が必要不可欠となります。

しかしそれだけでは、保護観察対象者の更生

は実現しません。自身の犯した過ちを悔い更生に向けて努力をしている人を受け入れ,立ち直りを見守る社会の存在があってこそ,保護観察対象者の更生は実現するといっても過言ではありません。保護観察処遇は「社会内処遇」とも称されますが,これは「施設内処遇」(少年院や刑事施設での処遇)の単なる対義語,つまり保護観察処遇の対象となる人が少年院や刑事施設ではなく社会にいるということを示しているだけではなく,立ち直りを支える社会のチカラ,すなわち社会の人々の理解と協力により保護観察処遇が円滑に進められ,立ち直りが支援されているという意味が含まれていることに注目していただければと思います。

(注2) 更生保護の源流は民間篤志家の活動に あります。更生保護制度を支える民間篤志家の 方々については次号以降に言及します。

## 5 保護観察官の処遇体験と気付き〜関係性 に着目した処遇〜

(事例については本人が特定されないよう複数の事例を組み合わせた上で加工しています)

保護観察官になって1年目,私が一番力を入れていたのは,社会復帰を実現するためのしっ

かりした見立てと処遇の実施計画(実施方針)の策定とその進捗状況の把握、そして何よりも面接でした。駆け出しだった私にとって、1回1回の面接が少しでも保護観察対象者の更生の支えとなり得るよう、カウンセリング教室に通い、先輩から進められる書籍はできうる限り読み、面接記録を先輩職員に見てもらっては、対象者の話を引き出すタイミングは適切か、支持的に対象者の話を傾聴しつつ適切なタイミングで指導助言を加えることができているか、対象者の発する言葉だけではなく、非言語的な表現にも注意を払えているかといった事項について指導を受けていました。

基本的には保護観察対象者には保護観察官と保護司が1名ずつつき、保護観察官はアセスメント(見立て)や処遇の実施計画の策定、特に指導を要する場面での面接を行い、保護司はまさに生活をしている地域で日常的に彼らと接触しながら生活状況や心情を把握し、適宜保護観察官と協議をし、保護観察官はその報告を受けて処遇の方向性を検討していきます。「官民共同態勢」と呼ばれる日本の保護観察制度の大きな特徴です。「保護観察は面接に始まり面接に終わる。」とも称されており、私がとったこの学びの方法は、ごくスタンダードなものでした。

そして保護観察官1年目のある時,私はある 女性対象者の処遇を通し、その後の保護観察官 人生において忘れがたい貴重な経験をすること になりました。彼女は様々に難しい問題を抱え る家庭を一生懸命切り盛りしながら配偶者を助 けて家業にも励んでいましたが、どんなに頑張 っても常に配偶者が求める基準に達する時ばか りではなく、「何をやっているんだ。」「しっかり しろ。」という配偶者の叱責は次第に暴力に変わ っていきました。次第に彼女は追い詰められて いきましたが、ストレスを解消する手段も、そ のための金銭的余裕もなかった彼女は、小さな 万引きを始めてしまいます。最初はごく小さな ものでしたが時を追うごとにエスカレートし、

当初は警察段階での説諭、不起訴処分の1つで ある起訴猶予で自宅に帰されていましたが、つ いには身柄拘束され正式な裁判を受けて保護観 察付執行猶予の言渡しを受け、判決確定後保護 観察を受けることとなりました。担当保護司に は受容的な女性保護司を指名し、彼女は平素か ら保護司のもとへの来訪(訪問)を欠かさず実 行し、そこで思いの丈を話すようになっていき ました。悩みを抱えて孤立しがちな彼女にとっ て、親身に話を聴いてくれる女性保護司の存在 は確かに一種の救いになっているようであり, 私自身も折を見て彼女と面接してみてそのよう に感じていました。しかしある時担当保護司が 長期にわたって担当できない事情が発生し、彼 女はやや面接に配慮を要する対象者でもありま したので、保護観察官である私が平素の面接も 行うこととなりました。保護司宅の代わりに保 護観察所に通い始めて半年が経過した頃でしょ うか、彼女はいつものように保護観察所で思い の丈を話した帰り際、持参したタオルで涙を拭 きながらこう述べました。「こうして保護観察所 に来れば話を聴いてもらえる。親身になっても らえていると思えてきて、少しだけでも肩の荷 が降りて、さあ頑張ろうって思えるんです。こ れは本当です。でも、家に帰れば今までと変わ らない苦しい状況が待っている。自分ではどう しようもない現実が待っている。保護司さんや 保護観察官が一生懸命話を聞いて下さっている のに、その落差がずっとずっと埋まらない。こ れは本当に苦しいもんですよ・・・。」

この時私は、彼女の置かれた状況について、 ただただ真摯に面接を重ねることによりカタル シスを図り、心情を安定させることによって再 犯を防ごうと考えていた自身の浅はかさに遅ま きながら気が付きました。家族療法も学んでい ましたので、彼女の家族の状況を家族療法的な 観点から良く検討し、もっと早期に家族に介入 することもできたはずでしたし、そのためにア プローチする方法を検討する機会もあったはず でした。しかし面接を重ねるうちに、「面接」だけで何とか状況を変えていけるのではないかと思ってしまったのです。「保護観察は面接に始まり面接に終わる、これは確かに至言だけれども、面接だけでは変えられない環境的要因もある。そこに今介入していかなければいけない。」そう感じた私は、上司とも相談の上、処遇方針の見直しを図ることになりました。家族療法の視点を取り入れ家族への働き掛けを開始することになったのです。

彼女の同意を得て「是非一度御主人にもお話 をお伺いしたい。」と手紙を出した後,彼女の配 偶者は、家業を抜けて保護観察所にやって来ま した。配偶者自身もまた、自分の思いが対象者 に伝わらないことに苛立ち、どうしてよいかわ からない状況でした。しかし、「夫婦はお互いの 思いを察知して動くことが出来て当然なの に・・・。」「この商売はね、夫婦が阿吽の呼吸 で動かないと、うまく回らないのですよ・・・。」 と朴訥な口調で話す配偶者からは、彼女が自分 の思いを先んじて汲み取り思うように動いてく れない苛立ち、自分からは「○○してほしい。」 と言い出すことができないもどかしさが感じら れました。彼女がそうであったように、彼女の 配偶者もまた, コミュニケーション上の不器用 さを抱えていた人でした。弱音を吐くことはそ れこそ「男の沽券にかかわる。」という時代や文 化の中で育ってきた人らしく、配偶者なりに誰 に相談することなく我慢し、忙しい中で彼女に 対して発する「しっかりせえ。」「ちゃんとせえ。」 という言葉もだんだんときつくなり、結果的に は彼女に手を上げてしまうようになってしまい ました。ただ、そうして配偶者に叱られ殴られ た後の彼女は一層萎縮してしまい、配偶者自身 もまた後味の悪い思いがし、それが夫婦間の有 効なコミュニケーションの在り方であるとは本 当は思っておられませんでした。「なにやってい るんだ。」という叱責や、「ちゃんとしなさい。」 「早くしなさい。」という抽象的な注意だけでは、

注意された方も適切な行動が取りづらいという こと, 具体的に方法を明示することの重要性を 示すスキルは、今は教育のみならずあらゆる分 野で活用されていますが、そうしたことがまだ 十分周知されていない時代でもありました。た だそれでも、「お前はあかんわ。」という代わり に「オレは○○して欲しい。」と伝えるようにす るだけでも、御主人の思いはより伝わりやすい と思いますよといった助言をし(親業などでよ くアドバイスされる『Iメッセージ』ですね。), それでも照れがあるという配偶者のために「オ レは」はあくまで自分の心の中で言う、声に出 さなくてもいいですよ付け加えました。彼女も 配偶者も60代であり、長年の習慣を変えるこ とはなかなか難しいこともありましたが、少し ずつ自分の思いや要望を意識して伝えるよう配 偶者も努力され、彼女も要領良く動くことがで き、夫婦間の暴言や暴力も減っていきました。 面接場面の彼女の必須アイテムだったタオルは 段々小さくなっていき、 笑顔で面接を終える回 も増えていきました。そしてこの時点で、担当 保護司の方もケース担当が可能となり、通常通 り保護司と保護観察官の2名態勢で保護観察処 遇を続けていくスタイルに戻すことができまし た。

彼女の処遇を通して私は、対人援助職にとって「面接」はもちろん大切であるし、対象者の抱える問題性や場面に応じた対応が出来るよう不断の努力を重ね習熟すべきであることは当然ではあるけれども、対象者やその家族の置かれている状況(家庭や地域社会など)、育ってきた背景なども念頭に置いて、面接室以外の家庭、学校、職場、そして地域社会においてどういったことが起きているのかということを包括的に検討し、家庭をも含めた環境面に対する働き掛けについても検討する姿勢を持つことの重要性を痛感しました。面接だけで状況を好転させようとして却って介入が遅れてしまう怖さを学んだともいえます。

#### 7 「知らないこと」が招く弊害について

第1回目の連載は、標記タイトルを借りた問題提起で閉じさせていただきたいと思います。 私自身は大学での学びや、奉職後のボランティア活動(薬物依存症当事者と家族支援)において、いわゆる福祉施設に対するニンビズム(Not In My Back Yard)の事例にも多く接してきました。更生保護の分野においても、地域社会の方々の理解を求め、ニンビズム(Not In My Back Yard)といった形での社会的排除が行われないよう、常に地域社会との融和が求められています。

これはあくまでも私見ですが、現代の日本社会においては、生活に密接した様々な領域において、「専門家による専門的なケア」が優先され、様々に専門分化していった結果、老いや死、病いや障害、貧困といった様々な事象は、社会の中に厳然として存在しているにも関わらず、特に意識して考えることをしなければ「見えない」状態になってしまっているのではないかと感じています。そして「見えない」状態にしてしまうということは、こうした事象について我が身に引きつけて考える貴重な機会を地域住民から奪い、地域社会における紐帯の一層の脆弱化を招くリスクが大きいと考えます。

そして「犯罪」「非行」は、その実際の状況について「見えない」「知らない」状況にある方が少なくありません。そして人間は、その実情について「見えない」「知らない」事象については、往々にして不安を抱きがちであることもまた現実です。

私自身,業務での広報以外でも職能団体の研究・研修活動を通して,少しでも更生保護について知っていただく試みを続けて参りました。職能団体で活動を始めた当初は「更生保護の分野で働く人達は、『処遇』という,まるで措置の時代のような言葉をまだ使っておられるのですね。」という御指摘を受けたことがあります。確

かに「支援」という言葉が一般的に使用されるようになってきた障害者福祉等の分野で活動されている方から見れば、「処遇」という言葉には違和感が持たれるかもしれません。しかし保護観察処遇における「処遇」という言葉は、treatmentを意味するものであり、次回以降に説明させていただく「指導監督」(保護観察対象者と接触を保ち行状を把握し、保護観察期間中の約束事を遵守するように指導することや、特定の犯罪傾向を改善するための専門的処遇を実施すること。)と「補導援護」(適切な住居を得られるよう助けたり、就労を支援することや、生活環境の改善・調整などを行うこと)の双方を車の両輪のようにして実施することを意味しています。

更生保護に限らず様々な対人援助の現場において、多職種連携(他職種連携)が鍵となるケースも少なくありません。一方でそれぞれの対人援助の現場にはそれぞれ独自の言葉があり、こうした言葉の意味付けが連携の相手方に誤解されてしまうと思わぬところで連携の障壁が生じかねません。私自身も自分の働く分野での用語の使い方については丁寧に、分かりづらい言葉については説明なども付け加え、連携が促進されるよう務める傍ら、できるだけ様々な対人援助職が集まる場で意見交換や学び合いを重ねてきました。

本マガジンでも、「更生保護制度」について 回を追って書かせていただきますが、単なる教 科書的な解説だけに留まらないよう、日々の業 務で感じたことなどについても書かせていただ きます。どうかよろしくお付き合いくださいま せ。